

〔群書一覽二氏族〕諸家系圖

十四卷

首卷に、本朝皇胤紹運錄とあり、天神七代、地神五代の系図、本朝帝王系譜、國常立尊より後陽成院までを玄るし、をのく親王、皇女等の御系をつまびらかに玄るせり、奥書に云、右帝王系譜、自室町殿被書之時、中書也、但小書等以他本書之未終書寫之功、時長享二曆季冬清書、翌年季春中旬進之、亞槐藤原宣胤又天正十九年辛卯十月十日梵舜在判。

第一卷のはじめに、編纂本朝尊卑分脈圖、特進亞槐藤公定撰と有て、清和天皇より玄るしはじめたり、

第二卷 陽成院 光孝天皇 宇多天皇

第三卷 醍醐天皇より崇光院に至る

第四卷 源氏系圖 平氏系圖 橘氏系圖

第五卷 新編纂本朝尊卑分脈系譜雜類要集卷之第三と有て、藤氏の系圖をのせたり、

第六卷 同第四卷にして、藤氏系圖の二也、

第七卷より第十三卷に至るまで、雜類要集、次々の卷と見えたる、卷末に、天正十九年梵舜の奥書あり、

〔鹽尻二〕藤公定卿正二位大納言所撰の編纂本朝尊卑分脈圖に曰、貞直ノ魚名ノ流當流系圖、父子之次第、分流之相承、說々皆不同、本々不一揆、仍其實難糾決者也、或任舊本、或以家記注載之、但猶不辨其可否、重博可尋決是非といへり、凡そ系譜の事、家々所傳不等、妄に此を以彼を非とする事なかれ、唯博く實記を求て尋ねべき也、

〔諸家知譜拙記〕増補知譜拙記序

吾東方開國而來、文武之臣、率世其祿云、乃昭穆姓氏之分閥、閱官階之品、苟非文之徵、烏能使後死者